

船橋市一般廃棄物処理委託契約における提出書類に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬業の許可、同条第6項に規定する一般廃棄物の処分業の許可、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可、法第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集若しくは運搬業の許可、同条第6項に規定する産業廃棄物の処分業の許可又は法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を有する者（市が出資をしている法人を除く。以下「許可業者」という。）に対し、一般廃棄物（動物の死体その他の汚物又は不要物を除く。以下同じ。）の収集、運搬又は処分を委託するに当たり、当該許可業者が、法第6条の2第2項に規定する基準に適合しているかどうかの確認を行うため、当該許可業者に対し提出を求める書類について必要な事項を定めるものとする。

(提出を求める書類)

第2条 市が、許可業者に一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合には、当該許可業者に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 船橋市一般廃棄物処理委託契約における提出書類について（様式1）
- (2) 一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業、処分業又は施設設置の許可証の写し
- (3) 従業員名簿（様式2）
- (4) 車両一覧表（様式3）及び車両の写真
- (5) 自動車検査証記録事項及び自動車損害賠償責任保険証の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる書類をインターネットを利用する方法により公表している場合にあつては、同項第2号に掲げる書類の提出は要しない。また、許可業者が受託する業務に車両を使用しない場合にあつては、同項第4号及び第5号に掲げる書類の提出は要しない。

附 則（平成30年度船資循第1215号）

(施行期日等)

1 この要領は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度以後の年度分の一般廃棄物処理委託契約について適用する。

(経過措置)

2 船橋市一般廃棄物処理委託業者の受託資格審査事務取扱要綱附則第2項の規定によりなお従前の例により行われる一般廃棄物処理委託業者の受託資格審査事務が行われる場合にあつては、この要領の規定は、適用しない。

附 則（令和8年度船資循第203号）

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

船橋市一般廃棄物処理委託契約における提出書類について

船 橋 市 長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

船橋市一般廃棄物処理委託契約における提出書類に関する取扱要領第2条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を提出します。

	提 出 書 類	提出する 書類に <input checked="" type="checkbox"/>
(1)	一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業、処分業又は施設設置の許可証の写し ※インターネットで公表している場合は URL を記載すれば不要 URL :	<input type="checkbox"/>
(2)	従業員名簿 (様式2)	<input type="checkbox"/>
(3)	車両一覧表 (様式3) 及び車両の写真	<input type="checkbox"/>
(4)	自動車検査証記録事項及び自動車損害賠償責任保険証の写し	<input type="checkbox"/>
(5)	その他 ()	<input type="checkbox"/>

※受託する業務に車両を使用しない場合にあつては、(3)及び(4)は不要

